

国民健康保険加入者の方へ

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得要件	区分	年3回目まで	年4回目以降（※1）
基準総所得額（※2） 901万円超	ア	252,600円＋ （総医療費－842,000円）×1%	140,100円
基準総所得額 600万円超 901万円以下	イ	167,400円＋ （総医療費－558,000円）×1%	93,000円
基準総所得額 210万円超 600万円以下	ウ	80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1%	44,400円
基準総所得額 210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

（※1）過去12ヶ月の間に高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目からの限度額です。

（※2）基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円。
所得の申告がない場合は、基準総所得額901万円超とみなします。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

70歳以上75歳未満の方（現役並み所得者および一般区分）の自己負担限度額が平成29年8月に次のように改正されます。
【平成29年8月から平成30年7月まで】

区分	外来＋入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者（※3）	57,600円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 4回目以降は44,400円
一般	14,000円 （年間限度額144,000円） （※6）	57,600円 4回目以降は44,400円
低所得者Ⅱ（※4）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（※5）		15,000円

（※3）「現役並み所得者」とは、原則として同一世帯に住民税課税所得が145万円以上ある方がいる場合に該当します。

（※4）「低所得者Ⅱ」とは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税である方が該当します。

（※5）「低所得者Ⅰ」とは、低所得者Ⅱの条件に加え、世帯の所得を必要経費・控除を差引いたときに0円となる方が該当します。

（※6）「年間限度額」とは、8月から翌年の7月までの累計額に対して適用されます。

問い合わせ先：役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211（内線248・255・256）

「高齢受給者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

8月1日から
高齢受給者証が新しくなります！

▶ 国民健康保険高齢受給者証（青色）



▶ 国民健康保険限度額適用認定証



現在、70歳以上75歳未満の方に交付している高齢受給者証の有効期限は、7月31日（月）までです。8月1日以降は、7月下旬に郵送される新しい受給者証をご使用ください。また、古い受給者証は、8月1日以降使用できませんので、破棄されますようお願いいたします。

受給者証に記載されている自己負担割合は、前年（平成28年中）の所得により判定いたします。なお、負担割合は次のとおりです。

2割（※1）	住民税課税所得が145万円未満の方（一般）
3割	住民税課税所得が145万円以上の方（現役並み所得者）。ただし、負担割合が3割と判定される所得であっても、70歳以上75歳未満の方が2人以上で、その収入の合計が520万円未満、または単独世帯で383万円未満の場合、申請により2割（※1）負担になる場合があります。

（※1）（昭和19年4月1日以前生まれの方は1割。）

限度額適用認定証、
標準負担額減額認定証の更新のお知らせ
（認定証の有効期限は、7月31日までです）

国民健康保険限度額適用認定証

70歳未満の国保加入の方が限度額適用認定証を提示し、医療機関を受診した場合、一つの医療機関（※）での1か月の医療費の支払いは、高額療養費自己負担限度額までとなります。

なお、入院時の食事代や保険適用外診療は支給対象外となります。

（※）1医療機関・1診療科ごとに適用されます。2つ以上の医療機関での受診、入院・外来はそれぞれ別計算となります。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の国保加入者で、70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度加入者を除く）および、70歳未満の住民税非課税世帯の方が、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を提示し、医療機関を受診した場合も、同様に医療費の支払いが高額療養費自己負担限度額までとなります。

また、入院の際には食事代が軽減されます。

現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日（月）です。更新および新規交付を希望する方は、保険年金課にて申請してください。

・限度額の適用は、申請した月の初日からとなります。

・国民健康保険税に未納がある場合は、認定証の交付はできません。

・窓口負担が自己負担限度額を超えた分については、後日申請により払い戻しされます。